

ID: 59

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町交流広場条例 第11条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第91号		
【根拠条文】			
(利用許可の取消し又は停止)			
第11条 指定管理者は、交流広場の管理運営上特別の必要が生じたときは、利用許可を取り消すことができる。			
2 交流広場の利用を許可された者に、この条例に違反する行為があると認めるときは、指定管理者は、利用の停止を命ずることができる。			
3 前2項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。			
【基準】			
根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日